

令和 5 年 2 月 15 日

各学部長・研究科長 殿

香川大学危機対策本部長

香川大学長 寛 善行

海外渡航方針について（令和 5 年 2 月 15 日版）

外務省による危険情報レベル 1 または感染症危険情報レベル 1 の国・地域への渡航については、ご自身の業務（学生の場合は大学の授業等）に支障がないことを確認し、所属部局長へ、所定の書類（「渡航確認書」を含む）を提出してください。

また、外務省による危険情報レベル 2 以上または感染症危険情報レベル 2 以上の国・地域への渡航については、原則禁止といたします。ただし、感染症危険情報レベル 2 又は 3 の国・地域への渡航のうち、下記の条件を満たす教育研究活動については認められる場合がありますので、渡航詳細をインターナショナルオフィスへご相談の上、所属部局長へ申し出てください。

記

感染症危険情報レベル 2 又は 3 の国・地域への渡航を可能とする条件

< 学生 >

1. 大学間交流協定等に基づく海外留学プログラムであること。（留学期間が 1 年未満も対象）
ただし、私費留学（一般留学や休学中の海外勉強等）の場合でも、学生の所属する部局長等が、大学間交流協定等に基づく留学に準ずるものであると判断した場合には、例外的に渡航を可能とする場合がある。
2. 学生自身が渡航を強く希望し、「渡航確認書（学生版）」を理解していること、かつ学生の所属する部局長等・指導教員、保護者等保証人の同意及び留学先大学等における受け入れの同意を得た上で提出していること。

< 教職員 >

1. 渡航先国・地域に渡航する以外に教育研究活動の目的が達成できない等の相当な理由があり、必要不可欠な渡航であること。
2. 教職員自身が渡航を強く希望し、「渡航確認書（教職員版）」を理解していること、かつ教職員の所属する部局長等の同意を得た上で提出していること。

参考；・令和 4 年 2 月 4 日付け「文部科学省：日本人学生の 1 年未満の海外留学について（周知）」

日本人学生の海外留学に関し、大学間交流協定等に基づく 1 年未満（実際の派遣期間 9 ヶ月未満）の留学プログラムの再開について、大学等における学生の安全確保等への留意事項を示すとともに、日本学生支援機構奨学金による支援を再開する

・令和 3 年 6 月 15 日付け「文部科学省：日本人学生の海外留学について（周知）」

大学間交流協定等に基づく連続した 9 か月以上の海外留学プログラムについて、各大学等において学生の安全確保に万全を期すことを前提として、感染症危険情報レベル 2 及びレベル 3 の国・地域への学生の海外渡航を可能とする。